

芽室町有料広告掲載申込書

年 月 日

芽室町長 あて

住所（所在地）  
郵便番号  
氏名（名称）  
申込者 電話番号  
FAX 番号  
担当者氏名

芽室町総合情報誌「すまいる」有料広告掲載取扱要綱及び有料広告掲載仕様書を遵守の上、次のとおり申込みます。

なお、申込みに当たり、芽室町の町税等の納入状況を確認することについて同意します。

記

- 1 掲載希望月                    年 月号～ 年 月号
- 2 掲載希望回数                    回
- 3 掲載広告規格                     4.00 cm× 8.00 cm（下1段2分の1）  
 4.00 cm×17.00 cm（下1段）  
 8.50 cm×17.00 cm（下2段）  
 13.00 cm×17.00 cm（下3段）  
 26.50 cm×17.00 cm（全6段）
- 4 掲載広告内容  
（広告原稿添付）
- 5 掲載料支払い方法                    月払い   一括払い
- 6 過去すまいる掲載状況                    掲載したことがある   掲載したことがない

（裏面に留意事項記載）

## 《申込上の留意事項》

- 1 掲載広告の内容は、「すまいる」の公共性を損なうおそれのないものとします。
- 2 次の各号に該当する広告は、掲載できません。
  - (1) 「すまいる」の公共性及び品位を損なうおそれのあるもの
  - (2) 風俗営業の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に掲げる営業に該当するもの
  - (3) 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の宣伝に関わるもの
  - (4) 公の秩序又は善良な風俗に反するもの
  - (5) 前号に掲げるもののほか「すまいる」に掲載することが好ましくないと町長が判断するもの
- 3 広告掲載料は、掲載 1 回につき次のとおりとします。

(1) 下 1 段 2 分の 1 相当（縦 4.00 cm×横 8.00 cm）	3,850 円
(2) 下 1 段（縦 4.00 cm×横 17.00 cm）	7,700 円
(3) 下 2 段（縦 8.50 cm×横 17.00 cm）	15,400 円
(4) 下 3 段（縦 13.00 cm×横 17.00 cm）	23,100 円
(5) 全 6 段（縦 26.50 cm×横 17.00 cm）	46,200 円
- 4 掲載回数は、年度単位とし、連続しての掲載は、6 か月とする。ただし、掲載期間は、更新できるものとする。
- 5 広告掲載の申込みのできる者は、次のとおりとします。
  - (1) 町民の日常生活に関連する公共的性格のある私企業等で、町内に事業所等を有する者
  - (2) 前号に掲げるもの以外の私企業及び自営業で町内に事業所等を有する者並びに町内で活動している団体
  - (3) その他広告として掲載することが妥当であると町長が認めた者
- 6 広報掲載は、受付順としますが、掲載回数及び掲載月号は、広告主数などにより変更になる場合があります。
- 7 掲載する広告の版下は、広告主が作成してください。また、掲載する広告の割付等については、町が行います。
- 8 広告は、毎月 12 日（12 日が土・日・祝祭日のときは、その前日）に発行する「すまいる」に掲載されます。掲載月号の前月の 15 日までに申込書を持参の上、政策推進課までお申込みください。
- 9 広告の原稿は、希望する大きさの枠の中にあらかじめレイアウトをして提出されるようお願いします。ただし、指定文字（ロゴマーク）や写真・イラストなどを入れる場合は、原本を提出してください。
- 10 広告掲載料は、町長が指定する期日までに、町が発行する納入通知書により、一括納入することとします。
- 11 その他、別に定める基準のとおりとする。

●詳しいことは、政策推進課広報広聴係までお問い合わせください。

TEL 62-9721(内線 215) FAX 62-4599 E-メール k-kouhou@memuro.net